

消防本部における津波時の消防活動計画例

各消防本部における津波時の消防活動計画例

例1

1 計画の概要

【大規模地震災害消防活動要領】 大規模地震が発生した場合の活動(部隊運用、受援態勢、消火・救助・救急活動、消防団活動、津波災害活動、関係機関との情報共有等)に関し定めたもの。

【津波警報等発表時における避難広報等活動要領】 津波に関する警報又は注意報(以下「津波警報等」という。)の発表に伴う津波警戒時における活動隊(消防団員隊を含む。以下同じ。)の避難広報及び安全確保に関して必要な事項を定めたもの。

2 庁舎等の被災を想定した事前計画等

- ・大津波警報発表時は浸水想定区域内の消防団を含む署所については事前に定めた浸水想定区域外の活動拠点に移動すること
- ・消防航空隊は、自らの津波被災を回避するため、津波到達予想時刻の10分前までにヘリコプターを離陸させること
(離陸が不可能と判断した場合は、あらかじめ自隊で定めた安全な場所に避難することとしている。)
- ・職員の参集時は、ラジオ等により情報を収集し、津波被災しないよう参集ルート等に留意すること

3 大規模災害時の活動方針について

- ・保有する消防力を最大限活用して効果的に活動し、人命の安全確保及び被害の拡大防止を図るとともに、消防力が不足している災害現場へ部隊を集中投入すること
- ・災害現場の状況に応じ消防団隊を適切に活用すること
- ・津波災害発生時には人命危険のある事案を優先すること
- ・津波災害時は消防隊及び消防団隊の安全確保に万全を期すこと
- ・空中消火活動は、延焼阻止、避難経路の確保及び飛び火警戒のための散水等を行うこととし、実施の可否は機長が判断すること。実施する場合は、地上の消防隊と連携すること

4 部隊運用の方策について

- ・震度5弱以上の場合、署隊本部による部隊運用に移行(救助隊、消防航空隊、救急隊及び特殊車隊を除く。)
- ・火災出場部隊数については火災種別に応じ設定(例:一般住宅火災にはポンプ車1台又はポンプ付救助工作車を原則)
- ・救助・救急事案出場部隊数についても原則となる部隊数(救助隊1隊又は救助器具を装備した警防隊1隊及び救急隊1隊を原則)
- ・部隊の増援を行う場合は、活動隊からの情報や指揮者の要請に基づき判断する。(増援の判断例:延焼拡大の恐れがある場合、危険物の漏洩、水利不足、飛び火が予想される場合 など)
- ・道路啓開等のための重機業者の組合と協定を締結
- ・消火栓の使用可否の状況を確認するとともに、使用できる水利の情報を収集すること、防火水槽、自然水利等をあらかじめ選定し出動すること
- ・消防力が劣勢と判断した場合は、道路、河川、公園、空地及び耐火建築物等を延焼阻止媒体として活用すること

5 活動エリアの設定

津波警報等の種別に応じそれぞれ定める区域に対して避難広報を行うもの

各消防本部における津波時の消防活動計画例

6 退路の確認

- ・緊急時の退路を確保した避難広報ルートを選定、緊急時は指定の避難場所、津波避難ビル等に退避すること
- ・避難誘導経路、緊急避難場所の事前策定すること
- ・津波襲来後は、浸水想定区域内の高速道路の活用など退避手段を考慮し部署位置・活動拠点を設定すること

7 安全管理・監視

- ・気象庁、海上保安庁、自衛隊、警察等の関係機関からの情報収集及び報道等あらゆる方面からの情報を収集をすること
- ・消防ヘリコプターによる海面変動の監視等の警戒活動を行うこと
- ・浸水区域内ではライフジャケット等の安全装備を着装することとしているほか、無線機等の通信手段を確保すること
- ・原則として夜間の活動を制限

8 情報連絡体制

- ・消防無線、その他あらゆる手段により活動隊に伝達すること

9 活動時間の設定

- ・津波到達予想時刻の10分前(大津波警報の場合は20分前)までに、津波避難エリアより内陸側に避難完了すること

種別	退避完了時間	退避区域
津波注意報	港の津波到達予想時刻の10分前まで	海岸部及び河口付近から離れた海岸堤防より内陸側
津波警報	港の津波到達予想時刻の10分前まで	津波避難エリアⅠより内陸側
大津波警報	港の津波到達予想時刻の20分前まで	津波避難エリアⅠ及びエリアⅡより内陸側

10 策定方法

- ・局内で活動要領策定のための検討会を開催(2回)。津波避難エリアは危機管理担当部局において策定した。

11 その他

- ・津波災害発生時の活動について、人命危険のある災害事案を優先とし、救助活動を行うこと
- ・浸水区域など、地上隊の進入が困難な地域は、消防ヘリコプターを活用した救助活動等を行うこと
- ・津波がれき等により消防車両及び活動隊の進入が困難な場合は、災害協定締結団体との応援協定に基づき、重機等を要請すること
- ・行方不明者の検索活動について、関係機関との連携が円滑になされるようメッシュ図等を用いるほか、重複した検索を避けるため検索済み建物へのマーキングについて定めている。

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

例2

1 計画の概要

地震発生時における警備体制に関する事前計画について定めたもの。

2 庁舎等の被災を想定した事前計画等

- ・消防車両を署所前の安全な場所に移動させること
- ・津波予想高さを考慮のうえ、事前に定めた代替拠点に移動すること
- ・津波警報発令時の持ち出し資機材、増強資機材について（持ち出し資機材例：可搬式無線機、携帯電話、トランシーバー等 増強資機材例：ホース、破壊器具、ブルーシート、ロープ、PFD等）

3 大規模災害時の活動方針について

- ・火災の延焼拡大のおそれが高く、重点的に防ぎよ活動を行う必要がある地域等を重要防ぎよ地域として定めている。（木造建築物密集地域、危険物、高圧ガス等の流出のおそれのある施設 等）
- ・出火防止、初期消火の呼びかけ、避難勧告又は避難命令等に関する情報等の広報計画について定めており、地震により著しい被害が発生した地域、重要防ぎよ地域を優先に実施すること

4 部隊運用の方策について

- ・震度5弱以上の地震が発生、大津波警報又は津波警報が発令されたとき、震災非常体制とし震災警防活動にあたる。
- ・大規模災害等119番通報対応要領に基づき、コールトリアージを行った場合、原則として1現場1隊
- ・震災非常体制の消防車両にホース、破壊器具及び燃料等の増強積載を定めている。
- ・救助現場における重量物排除や道路啓開等のための重機所有企業等との協定を結んでいる。

5 活動エリアの設定

- ・津波来襲を監視する隊を編成し、海面状況を監視すること
- ・浸水想定区域内での災害を覚知した場合は、津波到達予想時刻、安全退避場所、監視部隊の確保をした上で活動を行うこと

6 退路の確認

- ・災害地点直近安全退避場所及びルートを確認することと
- ・緊急事態における退避場所についても事前に定めている。

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

7 安全管理・監視

・庁舎設置の高所カメラ、ドローン等を活用した津波監視を行うこととする予定。（未策定：改正予定）

8 情報連絡体制

・車載消防無線、可搬式消防無線、MCA無線、携帯電話等の手段を用い、連絡手段を確保すること

9 活動時間の設定

・津波到達予想時刻の15分前までに、浸水想定区域内から撤退完了すること

10 策定方法、期間等

・消防本部震災対策要綱、当消防本部木造密集地域における消防活動要綱、地域防災計画、大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書等を参考にし、各署所の管轄実情に応じた内容で策定したもので、策定期間は概ね2カ月である。

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

例3

1 計画の概要

地域防災計画に基づき、震災対策について、必要事項を定め、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とし定めたもの。

2 庁舎等の被災を想定した事前計画等

- ・津波浸水想定区域内にある消防署・出張所は、資器材及び飲料水等を2階以上で保管するよう努めること。※3階建以上の庁舎にあっては、3階以上に保管
- ・大津波警報又は津波警報が発表された場合は通常と異なる参集場所を定めており、津波の襲来状況により安全に参集できない場合は、直近の消防署に一次参集すること
- ・浸水想定区域内の消防車両については、各消防署であらかじめ指定する退避場所又は退避施設に退避させること
(消防艇については港内の船舶等の避難広報活動を実施後、港外へ誘導することとしている。)

3 大規模災害時の活動方針について

- ・大規模火災へ発展させないための火災防ぎょ活動を最優先としている。
- ・そのほか、火災防ぎょと並行して救助、救急活動等を実施するほか、災害を覚知していない場合は、避難広報活動を実施すること

4 部隊運用の方策について

- ・震度5強以上の地震が発生した場合は、初動措置完了後、火災の早期発見・鎮圧を図るため、建物が密集している地域など震災時において早期に消防隊が警戒を実施しなければならない地域「火災警戒地域」へ消防隊を巡回させる。
- ・警防本部(消防局)で消防部隊の集中統制ができない場合は、大隊本部長(署長)が所属消防部隊の運用を行うものとしている。(所轄大隊本部運用)
- ・初動消防活動支援システムの炎上予測件数※に基づき、火災に対応する消防部隊を定めている。(救急事案、その他の事案については各1隊で対応)
- ・エレベーター閉じ込め、救護事案等については、指令せず、定期的に所轄大隊本部(消防署)に伝達するものとしている。(その他の緊急性がない事案(事後覚知火災等)についても同じ)
- ・震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、早期鎮圧に関することや水利の活用に関する留意事項や包囲態勢を確立することなど、消火方策について
- ・包囲態勢の確立が困難な場合は、延焼危険度の高い地域及び重要対象物、地域(避難場所、危険物貯蔵施設に隣接する住宅街等)への延焼阻止を主眼として、放水を実施すること
- ・毎日勤務者又は参集者で非常用車両や可搬式ポンプを活用し、消防部隊の増強を図ること
- ・遠距離大量送水システムを活用した自然水利からの消火隊への中継放水、消防艇を活用した火災防ぎょ活動実施すること

※初動消防活動支援システムの炎上予測件数

炎上出火予測件数 (発災1時間後の予測件数)	出動隊数（1現場あたり）
61件以上	消火隊1隊
41～60件	消火隊2隊
21～40件	消火隊3隊
20件以下	消火隊4隊

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

5 活動エリアの設定

- ・地域防災計画に定める津波浸水想定区域を津波対策活動エリアとしている。
- ・津波襲来から大津波警報等が解除されるまでの活動は、職員及び車両の退避状況、車両被害、活動場所の津波浸水状況等を所轄大隊本部へ報告するとともに、小隊長が津波浸水状況により活動を実施できると判断した場合は、大規模自然災害対策用資機材（プラスチックボート等）を活用し、震災消防活動を継続すること

6 退路の確認

- ・浸水エリアで活動する際は付近の緊急退避場所をあらかじめ確認し、退避場所までの経路確認、移動時間を算出すること

7 安全管理・監視

- ・指揮情報系無線（260MHz）の無線波の1つを津波専用波とし、津波状況を伝達すること
- ・消防署、航空隊、高所監視カメラによる津波監視活動を実施すること

8 情報連絡体制

- ・航空隊、高所カメラ等から収集した情報を指令回線（内線・指令アンプ）、指揮情報系無線（津波情報専用波）により、所轄大隊本部、活動隊に伝達することとし、特に重要な津波情報については指揮情報系無線のあらゆる無線波を活用し情報伝達すること
- ・市災害対策本部との情報伝達手段（ホットライン、市防災行政無線専用電話、市防災情報システム、映像配信（ヘリテレ、高所監視カメラ））、都道府県災害対策本部の情報伝達手段（消防電話、府防災行政無線、映像配信（ヘリテレ、高所監視カメラ））を活用し、伝達すること
- ・所轄大隊本部から活動隊への伝達は署活動系無線（400MHz）を活用し、必ず活動隊に伝達すること

9 活動時間の設定

- ・津波到達予想時刻の5分前までに、浸水想定区域外または、指定退避場所へ退避完了すること
- ・緊急の場合は、緊急退避場所（3階以上の堅牢な建物）に避難すること

10 策定方法、期間等

津波活動要領については、平成24年3月「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書」を参考に作成。期間にあっては、検討会報告書から5か月後に暫定運用の通知を出し、年度末、震災対策消防計画の改正に合わせて計画に反映させた。

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

例4

1 計画の概要

大規模な地震災害に対応するための規範及び指標として定めたもの。

2 庁舎等の被災を想定した事前計画等

- ・消防車両等、すべての車両に必要な資機材を積載し、浸水想定区域外の代替拠点に移動すること
- ・津波浸水想定区域内の署所については、津波情報等の情報から職員の安全が確保できないと判断した場合は、代替拠点へ移動し、安全を確保することとし、移動するいとまがない場合は、直近の津波避難ビル等に避難するものとしている。
- ・消防隊本部室の運営及び消防活動の継続等に必要な資機材（舟艇、救命胴衣、携帯型無線機等）については浸水が予想される高さよりも上階に移動すること
- ・職員の代替場所への参集について（大津波警報が発令された場合は、浸水想定区域外の代替場所へ参集することとしている。）
- ・地震により、〇〇湾・〇〇湾に大津波警報が発令された場合、原則として津波浸水予想地域を通過しない参集経路を選択すること

3 大規模災害時の活動方針について

- ・火災対応最優先とし、消火活動を他の活動に優先して実施すること
- ・火災の早期発見、鎮圧及び延焼防止を目指し、同時多発火災に対応出来るようすべてのポンプ隊の編成及び高所監視を実施すること
- ・火災が発生していない場合または、火災は発生しているが、延焼火災が少なく、救助・救急活動に従事できる場合は、救助・救急活動にあたること
- ・大津波警報発表に伴い、避難勧告等が発令された場合は、可能な限り、対象地域の住民等に避難広報を行うこと（代替場所への移動中、退避途上にも実施することとしている。）

4 部隊運用の方策について

- ・消防部隊の運用態勢は、消防部運用と消防隊運用との2種類とし、消防部運用を基本としている。
- ・大部分の区域において多数の災害発生しており、各消防隊長の出動命令による消防部隊の出動事案が増加し、消防隊運用に切替えた方が効率的な運用が可能と消防部長等が判断した場合に消防部運用から消防隊運用に切り替える。
- ・火災が拡大した場合は、延焼阻止線を形成して活動することとしている。この場合、避難場所、避難道路の安全確保を優先としている。

5 活動エリアの設定

- ・津波浸水予想地域における活動を以下のように規定している。
- ・津波に対しては、退避することを基本とする。気象庁が発表する津波情報等から、津波到達までに一定の時間が予想される場合は、あらかじめ退避場所を確保した上で、可能な限りの消防活動を実施する。

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

6 退路の確認

災害発生場所から最も近い退避場所(津波避難ビル等)を選定し、退避開始時刻を確認した上で活動すること

※ 避難場所を選定するに際して、高さや耐震性、方角から規定した退避場所選定基準を定めている。

7 安全管理・監視

・発災後、高所監視場所へ、高所監視員を派遣することとし、火災の発生状況、津波の到達状況等を監視するものとしている。(津波到達予想時刻の10分前までに退避することとしている。)

・航空隊は、〇〇港沿岸上空において津波到達状況を監視し報告することとしている。また、高所監視カメラにより災害発生情報を収集すること

8 情報連絡体制

・災害対策本部、ライフライン関係機関、警察、自衛隊、医療機関、交通施設管理者、海上保安本部、管理組合等と連携し、情報交換に努めるもの

・活動隊については車載ラジオ及び防災指令センター等からの情報の傍受に努めるとともに、携帯型無線機や警笛を用いた活動隊員間の伝達方法をあらかじめ徹底するもの

9 活動時間の設定

・庁舎屋上等の高所において津波の到達状況等の監視を行うこととしているが、津波到達予想時刻の10分前には帰署(所)することを原則とする。

・活動可能時間＝津波到達予想時刻－(出勤時間＋避難時間＋安全時間)により、算出することとしている。

※活動時間の確保及び隊員の安全確保を優先するため、車両の退避については原則として考慮しない。

10 その他

職員の被災防止や安全管理上の視点から計画の実効性について再検討を実施しているところである。また、本計画を含め活動内容等を検討中である。

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

例5

1 計画の概要

・地域防災計画に基づき地震及び津波災害に対する事前対策及び災害応急対策等について基本的事項を定め、安全で迅速な消防活動に万全を期することを目的としたもの。

2 庁舎等の被災を想定した事前計画等

・活動で必要となる資機材を、適正な管理及び確保対策を講じておくこと

・消防庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐え得るよう整備すること

・消防車両の退避場所と退避ルートについて指定するとともに退避場所を代替拠点とする場合、その優先順位を指定し地図に明示しておくものとしている。

・大津波警報発表時等の津波のおそれがある場合、津波浸水想定区域内にある署所は、速やかに次の各事項を行い、津波到達予想時間の10分前までに消防職員が安全退避することを基本とし、住民の避難誘導を迅速に行う。また、出動中の隊は、安全確保のため活動を中断して一時的に高台等に退避するなどし、津波後の消防活動を継続するために消防力の確保に努めものとしている。

1 活動班の拠点を、効果的な活動ができる安全な場所に移動させる。

2 消防車両を安全な場所に移動させる。（車両退避順位については、別に定めている。）

・職員は、あらかじめ各々の参集場所及び参集ルートを指定し、所属長に対し報告するものとしている。

3 大規模災害時の活動方針について

・地震発生時は、常に不測の事態に備え自身の安全を確保する行動を基本とし、津波浸水や余震等に備え、最悪の状況を想定し、住民への避難誘導及び消防力の確保に努めものとしている。

・発災直後に、直ちに消防対策本部（以下「消対本部」という。）を設置し、消防力の確保を優先するとともに、消防局全体の人員体制や被害状況（庁舎及び車両等）及び通信状況を早急に把握し、活動班や参集職員からの報告や災害時オペレーションシステムの入力情報により市内全域の現状を把握・分析した上で、効率的な部隊配置（編成）を実施するものとしている。

・活動班は、原則として消火活動を優先とすることとし、本署の救急隊のみ救急対応とし、それ以外の小隊はすべて消防隊として運用することとし、消対本部から運用指示がある場合や、職員の参集状況に応じて、必要な部隊の変更（増強等）を図ること

・人命に危険が及ぶ火災事案を最優先とし、人命を伴わない財産の保護等は消防力が優勢になる段階まで優先順位を下げ対応すること

・特定の署所又は分団屯所が津波浸水等により機能不全に陥った場合や被害が市内の一部に偏る等の状況が認められる場合は、管轄を越えた部隊配置を早期に実施し、活動効果を高めること

・地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、想定では、津波による被災人員が最も多く、次いで二次的に発生する火災によるものである。よって地震時における津波収束後の警防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先することを原則とし、同時多発する火災に備えて出火防止と火災早期の鎮圧により拡大防止を図ることとしている。また火災発生が少ないと判断した場合は、総力を挙げて積極的かつ集中的に消火活動を展開し一挙鎮圧を図ること

・火災防ぎよは、火災の発生件数及び拡大状況、気象状況等により、対応可能な部隊数等を勘案し、次の活動原則に基づき、住民の生命の保護を優先とし活動する。

(1) 発災直後の火災出動は、1火災4小隊（消防団を含む）の出動体制を原則とするが、同時多発火災発生時には1火災1小隊とし、できる限り未着手の現場がないように分散出動させる。ただし、1小隊運用時において防ぎよ困難地域、重要防ぎよ施設等で1小隊では消火困難又は延焼拡大による重大な危険性があると判断されるときは、消対本部の判断により増隊を図ること

(2) 延焼火災が多発又は延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所・避難路確保の防ぎよ活動を実施すること

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

3 大規模災害時の活動方針について

・重要防ぎょ施設は、市民生活に影響を及ぼす避難者の収容施設、救護施設及び災害対策における中枢機関等の施設で延焼の危険がある地域に所在するものとし、具体的には次に掲げる施設としている。

- (1) 学校、体育館、集会所、大規模な神社仏閣等、多数の住民が避難、収容されている施設
- (2) 病院、救護所等、多数の傷病者が収容される又は収容されている施設
- (3) 県庁、市役所等、災害対策における中枢機関の役割を果たす行政施設
- (4) その他、消防本部長が必要と認めた施設

・延焼危険及び人命危険のない火災であると判断されたときは、他の延焼危険及び人命危険の高い火災を優先に対応し、鎮圧した後に消防隊を集結して防ぎょに当たること

・多数の消防隊等を必要とする火災の場合は、当該施設の市街地に面する部分に対する延焼阻止活動を実施し、又は市街地への延焼火災を優先として防ぎょ活動を実施し、他の火災の鎮圧後に消防隊を集結して防ぎょに当たること

4 部隊運用の方策について

・津波火災活動方針

1 活動の基本

津波浸水区域外からの活動を基本とするが、人命危険、延焼拡大危険等により津波浸水区域内へ進入する必要があると判断した場合は、二次災害の防止を徹底（無線通信及び携帯電話等による2系統の連絡体制、2名以上での活動等）した上で活動に当たること。

2 消火活動について

水利は限定されることが想定され大量放水は見込めないことから、CAFS泡放水及び混合液放水（以下「泡放水」という。）を積極的に活用すること。また、津波火災は油を含んだ大量のがれき（30 kg/m³以上）からの出火危険が高いため、全地区において油を含んだがれきへ事前に泡放水し消火薬剤を浸透させることで、出火を未然に防ぐこと及び延焼拡大の減速化が期待できる。泡放水に必要な消火薬剤の備蓄及び備蓄場所等については今後整備していくこととする。また、津波浸水区域内では、ボート及び小型ポンプを用いた船上放水等、状況に応じた消火活動が可能な場合に実施する。

3 救助救出活動について

津波火災が到達している又は到達のおそれがあり、人命危険がひっ迫している施設等を優先し救助救出する。災害時、要配慮者は各施設にとどまることが予想されることから、津波火災が漂着する可能性がある要配慮者等利用施設は特に配慮が必要である。

5 活動エリアの設定

・津波避難対策

都道府県発表による巨大地震による震度分布・津波浸水予測において時間経過による津波水位を確認した結果によれば、L1津波もL2津波も第1波が地震発生後およそ 30 分未満で到達し、湾口部における最大津波水位はL1津波※では第2波、L2津波※では第3波となっており、いずれも6時間経過するまでに約7回の波が到達しているが、その後は波高が小さくなり、10 時間経過以降は初期潮位からの波高がおおよそ1メートル未満に収まっていることから、予測状況を念頭に置いた活動を実施する。

1 津波の到達範囲

津波浸水想定区域（津波ハザードマップ）を参考とし、L2地震の規模を想定した退避及び活動を実施する。

※L1〇〇地震クラスの地震・津波 L2:巨大地震想定における最大クラスの地震・津波

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

5 活動エリアの設定

2 津波警報・大津波警報発表時の活動

津波警報・大津波警報発表時の活動は、次のとおりとする。

(1) 津波警報等(津波注意報含む)継続中の場合

ア 活動隊は、津波の襲来が予想される間は、津波浸水想定区域内での活動が困難なことから、津波浸水想定区域外での活動を優先する。

イ 津波は繰り返し何度も襲来するため、津波警報等継続中は消防本部の指示があるまで又は気象庁からの情報等で安全が十分確保できるまでは、津波浸水区域内での活動は実施しない。

(2) 津波警報等が解除された場合

津波警報等が解除されれば、消防本部の指示により津波浸水想定区域内での活動を開始する。

6 退路の確認

「9 活動時間の設定」中の津波浸水想定区域内での活動のとおり

7 安全管理・監視

「5 活動エリアの設定」中の津波浸水想定区域内での活動のとおり

8 情報連絡体制

・情報収集手段・要領

消防本部における情報収集の手段及び要領は、時系列に従い次のとおりとしている。

1 発災直後

・119 番受信は、事後の警防活動の支障とならないように被災場所、被災状況等の通報情報を的確に収集する。

・市災対本部と緊密に連携して被害状況が的確に得られるよう高所監視カメラを操作し映像による情報を収集する。

・通信班は、署所と内線電話、FAX及び無線の通信テストを実施し、これらの通信機器及び災害時オペレーションシステムを通じて情報を収集する。

・消防活動用無人航空機を配備する署所は、周辺地域における家屋倒壊や火災発生状況等の被害情報を収集する。（このうち津波浸水想定区域内にある署所は、安全退避場所及び退避ルート
の被害状況についての情報も同時に収集する。）

・情報班は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し地震情報を収集する。

2 地震発生1時間以内

・ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット)等による上空からの映像通信により県内の被害情報を収集する。

・情報班及び統括班は、参集途上等に職員が災害時オペレーションシステムを通じて収集・送信した情報を整理・分析する。

・都道府県及び市災対本部と緊密な連携を図るためにリエゾン、部局連絡員を通じて各種情報を収集する。

・テレビ、インターネット等を通じて地震等に係る総体的な情報収集を行う。

3 地震発生4時間以内

・市内の被害状況、浸水地域の把握、災害医療体制、緊援隊情報、応急救助機関の情報、市以外の被害状況及びその他の情報等について収集する。

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

9 活動時間の設定

・津波浸水想定区域内での活動

津波による被害が懸念されるため、瞬間膨張防護服又は救命胴衣を着用の上、避難指示の発令に基づき、地域住民に早期に避難するよう広報活動を実施するとともに自らも速やかに退避する。

1 津波到達時間が早いと想定される地域での即時退避の原則

津波浸水想定区域内において出動の要請を受けた場合、地震発生後30分以内に30センチメートル以上の津波浸水が見込まれる地域へは出動させないこととし、津波警報や避難指示の発令に対して避難広報及び消防車両等の退避活動に時間的な余裕がない場合を考慮し、即時に全隊が安全な場所に避難誘導広報を実施しながら緊急退避する。また、想定外の状況により、安全確実に退避する時間がなくなった場合は、車両を放置するという判断も含め、職員の安全を最優先し徒歩にて高所へ垂直避難することも考慮する。

2 津波到達までに一定時間を有すると想定される地域での活動の原則

(1) 消対本部

ア 津波浸水想定区域内において出動の要請を受けた場合、地震発生後30分以内に30センチメートル以上の津波浸水が見込まれる地域以外の地域における事案については、通報内容から消防活動の必要性や緊急性、又は津波到達想定時刻等を総合的に判断した上で、部隊の出動の可否について決定する。

イ 出動する部隊に対し、出動場所が津波浸水想定区域内であること及び退避開始時間（現場引揚）を伝達し、災害発生場所から最も近い安全退避場所等、部隊の安全に関する情報も含め伝達する。

ウ 津波浸水想定区域内に到着した部隊との無線の通信状態を確認し、支障がある場合は携帯電話等の代替方法の活用等による緊急情報伝達体制の確立を図るとともに、津波浸水想定区域内で活動する部隊以外で、津波監視場所等への部隊配置及び高所監視カメラ等により監視体制を強化する。

(2) 活動隊

ア 津波浸水想定区域内へ出動する部隊の現場最高指揮者は、現場到着した際、災害現場から最も近い安全退避場所、退避ルートについて確認するとともに、活動終了時間又は退避開始時間等を活動隊員に周知する。

イ 現場最高指揮者は、活動中は常に活動時間に留意し、現場活動時間が少なくなった場合、又は安全退避の必要が生じたときは時期を逸することなく、活動隊員に活動の中止と退避行動の開始を指示する。

ウ 活動中の安全管理において、現場最高指揮者は、必ず情報を受信できるよう、現場にて消対本部、活動班及び津波監視部隊等との通信状態を確認するとともに、情報連絡員（無線担当）を指定する。

エ 活動時間は、出動及び退避に要する時間を勘案して活動するものとし、いずれの活動においてもすべての活動隊が津波到達時刻の10分前には退避を完了する。

10 策定方法、期間等

・所管課において、2年間で作成

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

例6

1 計画の概要

・地域防災計画に基づく、大規模地震発生時の消防部細部計画であり、消防部が行う具体的な消防活動要領について定めたもの。

2 庁舎等の被災を想定した事前計画等

- ・津波により庁舎機能に支障をきたす可能性のある消防署所にあつては、予め仮拠点を定める。
- ・他の場所・建物等を定めることが困難な場合は、津波浸水想定区域外の他の署所(団)へ集結する等の対応を図る。

3 大規模災害時の活動方針について

■火災対応の優先

震災時においては、家屋倒壊や同時多発火災により、災害全般に対し消防力が劣勢になるおそれがある。

このような状況の中、被害を最小限に食い止めるため、発災後、概ね30分間は総力を挙げて火災対応を最優先し、火災の早期発見と延焼防止に努める。

■その他の活動

地震発生後、30分以内に市内で発生した火災件数等の全容を把握するように努め、火災の状況によっては、本部長及び隊本部長の判断により消防隊を救助・救急活動に従事させるものとする。

4 部隊運用の方策について

■現場交替

原則として、発災直後の24時間は全組織力を投入し、災害防ぎよに当たり、その後、交替制勤務者、毎日勤務者合わせて3分の1ずつ交替で計画的な災害活動体制を執る。

■食料等の確保

○ 本部

本部は、市災害対策本部(総括部)と調整し、地域防災計画第3章第21節「食料供給」及び第22節「給水」に基づき、職員及び団員の食料等の確保を図る。

○ 隊本部

隊本部は本部と調整し、必要な食料品等の把握、確保及び要請を行う。

■燃料の確保

隊本部は、活動に必要な自動車燃料及び非常電源用燃料並びに生活燃料等の確保に努める。

予め停電時に使用できるガソリンスタンドや、生活燃料を確保できる店舗等を把握する。

各消防本部における津波時の消防活動計画例（策定例）

5 退路の確認

- ・パトロールルート及び活動可能時間、退避ルートを確認した後にパトロールによる避難広報を実施する。
- ・退避の際、渋滞等により車両による移動が困難と判断した場合は、車両を極力安全な場所に置き、徒歩により退避する。

6 安全管理・監視

- 沿岸部への津波到達時間、潮位の関係から判断される予想浸水区域などを関係機関から情報収集し、隊本部へ伝達する。
- ・監視カメラ、消防ヘリコプターによる津波監視を直ちに実施する。

7 情報連絡体制

- ・情報については、概ね下記的手段により収集する。
 - （ア）119番通報、一般加入電話、駆け込み通報
 - （イ）各署からの情報
 - （ウ）監視カメラ
 - （エ）市総合防災情報システム
 - （オ）テレビ・ラジオ、インターネット
 - （カ）消防航空隊（消防ヘリコプター）
 - （キ）参集職員からの情報
 - （ク）危機管理室等防災関係機関

8 活動時間の設定

津波による浸水想定区域内の活動については下記の通り「活動可能時間」を算定し、その時間の中での活動を徹底すること

- ① 災害発生場所（地点）までの出動（移動）時間
- ② 災害発生場所から直近の安全退避場所への退避（移動）時間
- ③ 安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間：10分前に退避完了）
- ④ 津波到達予想時間までの時間

$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③} 10\text{分})$$

9 その他

- ・消防団の活動について記載